

## 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和6年12月27日とする。

(蓄電システム等の設備及び機能に係る要件)

第3条 要綱別表1の2(2)に掲げる蓄電システム等の設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

- (1) 環境省令和6年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- (2) 環境省令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

2 要綱別表1の2(2)に掲げる蓄電システム等の機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 停電時においても操作を行うことなく、自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること
- (2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する共同住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。